

### (趣旨)

**第1条** この要領は、京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第24条第1項の規定により開催される鴨川府民会議（以下「府民会議」という。）の運営のために、必要な事項を定めるものとする。

### (府民会議メンバー)

**第2条** 府民会議のメンバー（以下「メンバー」という。）は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 府民及び事業者のうち、別に定める鴨川府民会議メンバー公募要領に基づき選任された者
  - (2) 有識者のうち、知事からの就任依頼を承諾した者
  - (3) 府の職員のうち、府民会議の議題に応じ開催の都度知事が指名する者
  - (4) 京都市の職員のうち、府民会議の議題に応じ開催の都度京都市長が指名する者
- 2 メンバーの定数は、30名以内とする。
- 3 第1項第1号及び第2号に掲げるメンバーの任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員によるメンバーの任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 前項のメンバーは、再任されることができる。

### (座長及び副座長)

**第3条** 府民会議に座長1名及び副座長2名を置く。

- 2 座長は、メンバーの互選によってこれを定め、会議を進行する。
- 3 副座長は、メンバーのうちから座長が指名し、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する副座長が、その職務を代理する。

### (会議)

**第4条** 府民会議は、建設交通部長（以下「部長」という。）が議題を設定の上、招集する。

- 2 府民会議は、公開する。ただし、部長は、傍聴人の数を制限することができる。

### (意見の聴取)

**第5条** 部長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に府民会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号に掲げるメンバーのこの要領の施行後最初の任期は、平成22年3月31日までとする。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年6月13日から施行する。